

講習の時間数等を定める告示の一部改正に関する表（平成三十年四月一日施行）

改正後		改正前	
<p>第二条 「略」</p> <p>第三条 「略」</p> <p>（定期講習の時間数）</p> <p>第四条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（以下この条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。</p>	<p>第一条の二 「同上」</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>（定期講習の時間数）</p> <p>第三条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（本条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。</p>	<p>「項を削る。」</p>	<p>「同上」</p>
<p>一 法に関する課目</p> <p>二 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物替替施設等の安全管理に関する課目</p>	<p>一 法に関する課目</p> <p>二 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置及び放射化物の取扱いに関する課目</p> <p>三 使用施設等の安全管理に関する課目</p>	<p>一時間以上</p> <p>一時間以上</p>	<p>一時間</p> <p>一時間三十分</p>
<p>三 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目</p>	<p>四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</p>	<p>三十分以上</p>	<p>一時間</p>

2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間以上
三 放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

3 届出販売業者又は届出貨貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間以上

「項を削る。」

2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間
二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目	一時間
三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間
四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

3 届出販売業者又は届出貨貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間
二 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

4 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間
二 放射性同位元素及び放射性汚染物の取扱いに	一時間

備考 表中の「」の記載は注記である。

目	三 廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間
	四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間